

令和2年度組織改正について

1 令和2年度に向けて

令和2年度は、「板橋区基本計画2025」及び昨年1月に策定した「いたばしNo.1 実現プラン2021」の中間年であり、計画が示す目標に向かうステップとなる重要な年である。また、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催年でもあり、レガシーを活かしたまちづくりとその継承に向け、政策を着実に推進していくことが求められている。

そのために、事業効果や必要性、効率性を検証し、事務事業を厳しく精査、見直しを行い、限られた経営資源の重点的かつ効果的な活用を図るとともに、自治体レベルでの取組が期待されるSDGsの視点で事務事業の連携や改善を図ることができるよう令和2年度の組織改正を行った。

2 組織改正の重要視点（31 板政経第 41 号「令和2年度における予算・組織・職員定数に関する基本方針について（依命通達）」より抜粋）

- (1) 「いたばしNo.1 実現プラン2021」の着実な推進に向けて戦略的に取り組むことができる組織体制を構築すること。また、計画達成や社会情勢の変化に伴い、組織体制の変化が想定される場合は、最終的な組織イメージを明確化した上で、将来的な行政課題にも対応できる組織体制を構築すること。
- (2) 「板橋区基本計画2025」のマネジメントツールである行政評価における事務事業の施策への貢献度に基づく見直しや、区が提供すべき行政サービス水準の適正化を図り、質の高い行政経営に努めること。
- (3) 限りある経営資源を最大限有効に活用し、区民からの信頼を得て、各所管が組織目標を着実に遂行できるよう、成果や経済合理性、効率性はもとより、不正の未然防止などのコンプライアンスやミス低減など内部統制の視点からも業務プロセスの改善に努めること。
- (4) SDGsにおける「環境」、「経済」、「社会」の視点から事務事業を検証し、その成果を多角的に捉えることで更なる成果へとつながるように、庁内外と組織横断的な連携・協働により取り組むこと。
- (5) 指定管理者の選定に際しては、「指定管理者制度の運用に関する指針」に則り、制度導入施設の基本理念・使命及び指定管理者に求める役割を改めて明確化すること。また、SDGsの取組を推進し、自主事業により区民サービスがさらに向上するように、募集要項や仕様書の見直し及び施設のサービス水準の適正化を図り、指定管理者による管理の効果を最大限高めること。

3 改正点【別紙1参照】

(1) いたばし魅力発信担当課長をブランド戦略担当課長に変更

区には、産業界や環境面を含めたSDGsの展開、絵本のまち、都市農業など、独自性や先駆的な取組があることに加え、区内の大学や企業などとさらなる連携を図ることで、区のブランド向上につながる可能性を持っている。各所管課が主体的に実施している取組に関して、板橋ブランド確立の観点から区内横断的な取組を行うとともに、板橋ブランドを戦略的に発信するため、いたばし魅力発信担当課長の名称をブランド戦略担当課長へ変更する。

(2) 経営改革推進課経営改革推進担当係長を廃止（1減）

個々の職員が持つアイデアをブランド化する可能性を持つ職員提案とともに、板橋のブランド向上に関係性がある大学・企業との連携を広報課・ブランド戦略担当課長に移管することとし、併せて業務量の変化に伴い、経営改革推進担当係長を廃止（1減）する。

(3) 地域振興課協働推進担当係長を廃止

地域会議については、地域センターのあり方検討会の報告を踏まえ、令和2年度から、地域課題の解決や地域振興を目的とする地域の多様な会議体等や行政等をネットワークでつなぎ、地域全体の課題を解決する手法に改めることになる。これに伴い、今後は各地域センターが主体的に地域の実情を踏まえたネットワークづくりに取り組むことになることから、協働推進担当係長を廃止する。

(4) 戸籍住民課マイナンバーカード交付推進係を新設

マイナンバーカードのこれまで以上の普及・啓発をめざして出張申請受付や説明会などを実施するため、戸籍住民課にマイナンバーカード交付推進係を新設する。

(5) 健康推進課

①受動喫煙対策推進係を新設

受動喫煙については、健康増進法の改正や都の受動喫煙防止条例の制定に伴う新たな事務処理特例による事務の増加など、現地調査や指導等の新たな対応を要することから、受動喫煙対策推進係を新設する。

②健康サービス係を母子保健係に変更

母子保健に関する業務は、従来から担っている母子の健康管理に加え、妊娠・出産期から全数の妊婦に専門職が関わることにより、その後の子育てに寄り添い、早期からの発達支援や虐待予防及び早期発見など、より広い領域の支援を担う必要性が求められている。区民に対する分かりやすい名称とする必要があることから、健康サービス係から母子保健係へ変更する。

③管理係を健康づくり係に変更

健康サービス係を母子保健係に変更することに伴い、管理係と母子保健係がそれぞれ所管する健康づくりに関する業務を集約して事務の効率化を図るとともに、区民に対して分かりやすい名称とする必要があることから、管理係から健康づくり係へ変更する。

(6) 福祉部

- ① 障がい者福祉課を廃止
- ② 障がい政策課を新設
- ③ 障がいサービス課を新設

令和2年度以降、「板橋区地域自立支援協議会」の6つの部会に加え、7つの会議体を運営することで、区の障がい福祉に関する仕組みづくりを進めていく必要があり、事務局である所管課についてもこれに対応した体制を整備する。障がい者福祉課を廃止し、計画や施策を所管する障がい政策課（管理係、ユニバーサルデザイン推進係を所管替）と、サービスや窓口・事業に係る業務を所管する障がいサービス課（福祉係、認定給付係、施設係を所管替）を新設する。

また、地域生活推進係は廃止した上で、障がい者(児)福祉計画を推進するに当たっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行うために、「板橋区地域自立支援協議会」の障がい部門ごとの6つの部会の運営を中心になって進めるとともに、障がい者の権利擁護（虐待防止・差別解消）の推進を担う係として、障がい政策課に自立支援係を新設する。加えて、障がい者(児)が、自立した日常生活を営めるような支援事業を担うとともに、発達障がい者や医療的ケア児への対応をはじめとした切れ目のない支援体制を構築するため、障がいサービス課に地域生活支援係を新設する。

(7) 子ども家庭部

- ① 保育園を1園閉園、1園民園化
- ② 児童相談所設置担当課長を廃止
- ③ 児童相談所開設準備課を新設

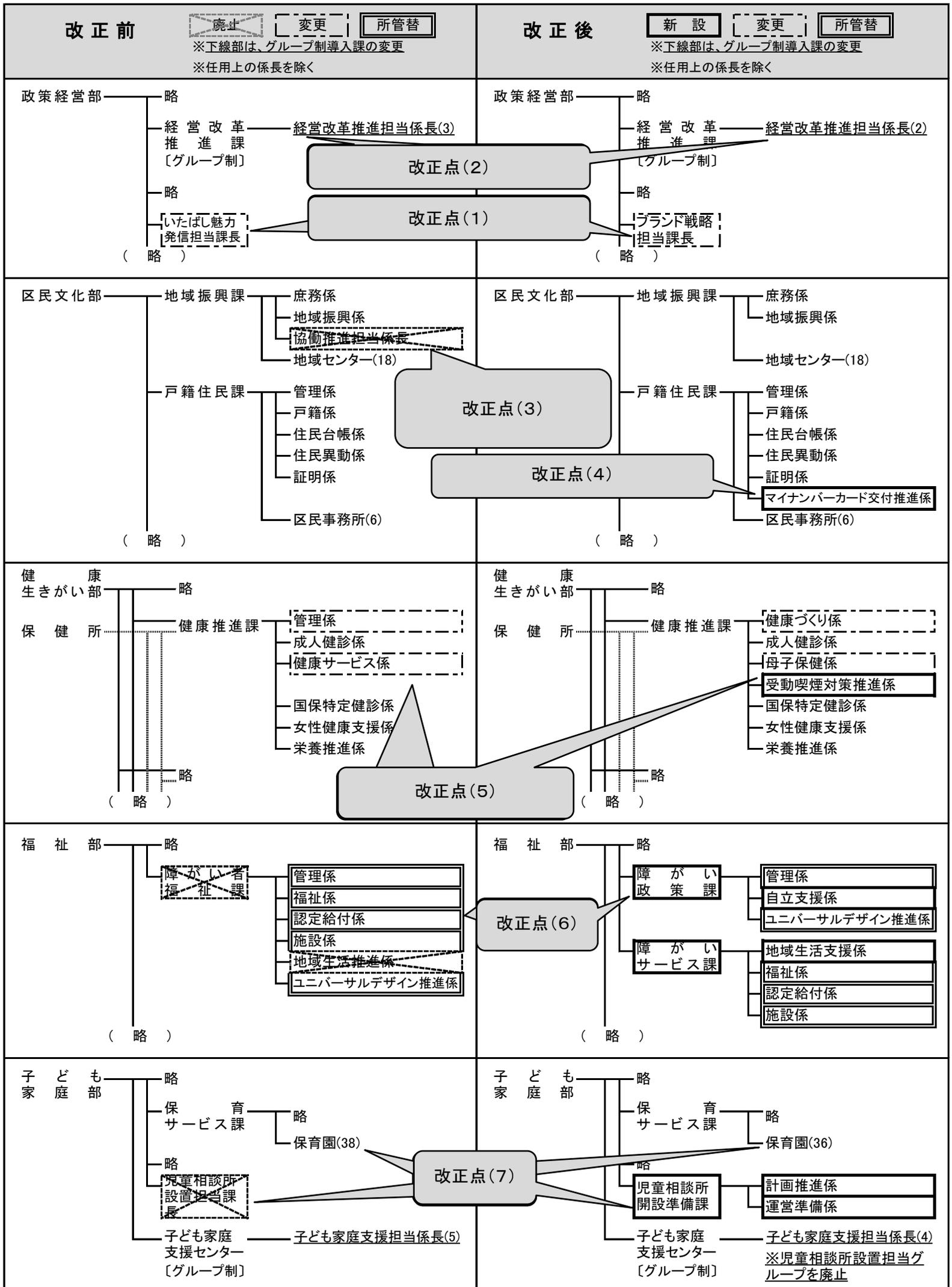
令和2年度は、(仮称)子ども家庭総合支援センターの建設が始まるとともに、児童相談所開設に向けて先行自治体での事務を含めた業務状況の把握等、更なる調査・検討を進めることになる。ロードマップ通りの開設に向けて体制を強化するため、子ども家庭支援センター子ども家庭支援担当係長（児童相談所設置担当グループ）、及び児童相談所設置担当課長を廃止し、子ども家庭部に児童相談所開設準備課を新設する。

なお、これまで児童相談所設置担当グループが担当していた業務を引き継ぐ組織として、児童相談所開設準備課に計画推進係を新設する。また、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併合した業務フローを検討し、都との協議に備えるとともに、本格化する業務システムの構築や、心理診断・保護所運営に必要な専門的備品・消耗品等の詳細な見積りなど、業務運営に関わる具体的な準備を行う必要があることから、運営準備係を新設する。

4 組織増減数【別紙2参照】

- ① 部長級組織は増減なし
- ② 課長級組織は1増
- ③ 係長級組織は増減なし

令和2年度組織改正の概要図



令和2年度組織改正に基づく組織増減等一覧

部	課	係名	増 減						備考	
			理由	部	担当 部長等	課	担当 課長等	係		担当 係長
政策経営部				0	0	0	0	0	△ 1	
		経営改革推進課								
		経営改革推進担当係長	廃止						△ 1	
		ブランド戦略担当課長	変更							いたばし魅力発信担当課長から
区民文化部				0	0	0	0	1	△ 1	
		地域振興課								
		協働推進担当係長	廃止						△ 1	
		戸籍住民課								
		マイナンバーカード交付推進係	新設					1		
健康生きがい部				0	0	0	0	1	0	
		健康推進課								
		健康づくり係	変更							管理係から
		母子保健係	変更							健康サービス係から
		受動喫煙対策推進係	新設					1		
福祉部				0	0	1	0	1	0	
		障がい者福祉課	廃止			△ 1				
		地域生活推進係	廃止					△ 1		
		障がい政策課	新設			1				
		管理係	所管替							障がい者福祉課から
		自立支援係	新設					1		
		ユニバーサルデザイン推進係	所管替							障がい者福祉課から
		障がいサービス課	新設			1				
		福祉係	所管替							障がい者福祉課から
		認定給付係	所管替							障がい者福祉課から
		施設係	所管替							障がい者福祉課から
		地域生活支援係	新設					1		
子ども家庭部				0	0	1	△ 1	0	△ 1	
		保育サービス課								
		保育園	閉園・民営化					△ 2		
		児童相談所設置担当課長	廃止				△ 1			
		子ども家庭支援センター								
		児童相談所設置担当グループ	廃止						△ 1	
		児童相談所開設準備課	新設			1				
		計画推進係	新設					1		
		運営準備係	新設					1		
合計				0	0	2	△ 1	3	△ 3	
令和元年度組織数(令和2年3月31日予定)				15	4	68	11	254	144	
令和2年度組織数(令和2年4月1日予定)				15	4	70	10	257	141	

令和2年度組織数の対前年度比較

参考1

①区長部局

※変更箇所を網掛けしています

	令和元年度（令和2年3月31日）						令和2年度（令和2年4月1日）						増 減					
	部	担当 部長等	課	担当 課長等	係	担当 係長	部	担当 部長等	課	担当 課長等	係	担当 係長	部	担当 部長等	課	担当 課長等	係	担当 係長
政策経営部	1	0	6	2	0	28	1	0	6	2	0	27	0	0	0	0	0	△ 1
総務部 (危機管理室)	1	2	9	0	15	21	1	2	9	0	15	21	0	0	0	0	0	0
区民文化部	1	0	4	1	33	4	1	0	4	1	34	3	0	0	0	0	1	△ 1
産業経済部	1	0	3	1	3	5	1	0	3	1	3	5	0	0	0	0	0	0
健康生きがい部 (保健所)	1	1	13	0	33	23	1	1	13	0	34	23	0	0	0	0	1	0
福祉部	1	0	5	0	43	0	1	0	6	0	44	0	0	0	1	0	1	0
子ども家庭部	1	0	4	1	74	7	1	0	5	0	74	6	0	0	1	△ 1	0	△ 1
資源環境部	1	0	4	0	13	0	1	0	4	0	13	0	0	0	0	0	0	0
都市整備部	1	0	5	3	0	29	1	0	5	3	0	29	0	0	0	0	0	0
土木部	1	0	5	1	11	11	1	0	5	1	11	11	0	0	0	0	0	0
区長部局計	10	3	58	9	225	128	10	3	60	8	228	125	0	0	2	△ 1	3	△ 3
	13		67		353		13		68		353		0		1		0	
	433						434						1					

②区長部局以外

	令和元年度（令和2年3月31日）						令和2年度（令和2年4月1日）						増 減					
	部	担当 部長等	課	担当 課長等	係	担当 係長	部	担当 部長等	課	担当 課長等	係	担当 係長	部	担当 部長等	課	担当 課長等	係	担当 係長
会計管理室	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会事務局 (地域教育力担当部長)	1	1	8	2	24	7	1	1	8	2	24	7	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
監査委員事務局	1	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0
区議会事務局	1	0	1	0	3	0	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
区長部局以外計	5	1	10	2	29	16	5	1	10	2	29	16	0	0	0	0	0	0
	6		12		45		6		12		45		0		0		0	
	63						63						0					

③合計（①+②）

組 織 計	令和元年度（令和2年3月31日）						令和2年度（令和2年4月1日）						増 減					
	部	担当 部長等	課	担当 課長等	係	担当 係長	部	担当 部長等	課	担当 課長等	係	担当 係長	部	担当 部長等	課	担当 課長等	係	担当 係長
	15	4	68	11	254	144	15	4	70	10	257	141	0	0	2	△ 1	3	△ 3
	19		79		398		19		80		398		0		1		0	
	496						497						1					